

京都市教育委員会告示第2号

令和6年1月19日京都市教育委員会告示第4号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

令和6年6月25日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立銅駝美術工芸高等学校の項を次のように改める。

元京都市立銅駝美術工芸高等学校	特別活動室	197	蛍光灯 40w46個	蛍光灯 40w6個	卓子1脚 いす1脚	腰掛90人分 いす4脚	机1脚 いす4脚
-----------------	-------	-----	---------------	--------------	--------------	----------------	-------------

(総合教育センター学校統合推進室計画課)